

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案 (職業安定法の特例)の概要

概 要

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)等において、ハローワークの職業紹介業務について、平成20年度を目途に市場化テストを実施するとされたことを踏まえ、その実施に向け、**公共サービス改革法を改正し、官民の競争条件の均一化を確保しつつ、当該業務のうち一定範囲のものを民間事業者**に委託することができるものとするための措置を講ずる。

(注) 公共サービス改革法は、内閣府所管の法律

改正の内容

○ 公共サービス改革法第32条第1項の特定業務に、ハローワークの職業紹介業務を追加

- ・ 特定業務を実施する民間事業者が、特定業務を行う施設において職業紹介を行う場合は、**職業安定法第32条の11の規定(港湾運送業務及び建設業務の取扱い禁止)が適用されない。**

※ 公共サービス改革法第32条(職業安定法の特例)の趣旨

民間事業者(有料職業紹介事業者)は、職業安定法第32条の11の規定により港湾運送業務及び建設業務の取扱いが禁止されている一方、ハローワークはこれらの業務の取扱いが禁止されていない。そのため、官民の競争条件の均一化を確保する観点から、市場化テストとして特定業務を行う民間事業者については、当該規定を適用しないこととしているもの

新たに追加される特定業務の範囲

ハローワークの職業紹介業務を市場化テストの対象となる特定業務として規定する場合、ILO第88号条約違反とならないよう、その業務範囲には留意する必要あり

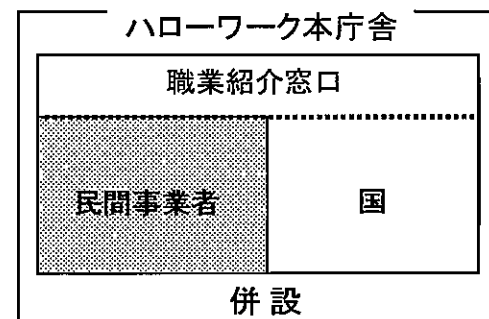


そのため、民間事業者が市場化テストとして実施する業務範囲を明確化して規定

「ハローワークの庁舎において、その職員が自ら職業紹介業務を行う窓口に併設する窓口において行う職業紹介業務」

※ 引き続き国の職員によるセーフティネットとしての職業紹介業務が行われることも法文上明記することで、ILO第88号条約違反との疑念を払拭

【市場化テストの実施形態】



参 照 条 文

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)

(職業安定法の特例)

第三十二条 次に掲げる公共職業安定所の業務(以下この条において「特定業務」という。)を実施する公共サービス実施民間事業者であつて特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行うものは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十条第一項の許可を受けた者でなければならない。

- 一 事業の経営管理に係る業務又は技術的及び専門的な知識を必要とする業務に就く職業に就職を希望する四十歳以上の者を専ら対象とする施設において行う職業紹介、職業指導及びこれらに付随する業務
- 二 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に就く職業に就職を希望する四十五歳以上六十歳未満の者その他厚生労働省令で定める者を専ら対象とし、職業の選択及び労働市場の状況に関する理解を深めさせることにより就職活動を行う意欲を増進することを目的とする施設において行う職業指導及びこれに付随する業務

2 前項の公共サービス実施民間事業者が、特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行う場合において当該職業紹介事業に関し国以外の者から手数料又は報酬を受けないときは、当該職業紹介事業については、職業安定法第三十二条の十一の規定は適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○ 職業安定法(昭和22年法律第141号)

(取扱職業の範囲)

第三十二条の十一 有料職業紹介事業者は、港湾運送業務(港湾労働法第二条第二号に規定する港湾運送の業務又は同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として厚生労働省令で定める業務をいう。)に就く職業、建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。)に就く職業その他有料の職業紹介事業においてその職業のあつせんを行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定める職業を求職者に紹介してはならない。

2 (略)

経済財政改革の基本方針2007 ～「美しい国」へのシナリオ～（抄）

平成19年6月19日
閣議決定

第3章 21世紀型行財政システムの構築

7. 市場化テストの推進

「公共サービス改革法」^[1]に基づく市場化テストの積極的な導入を推進し、国・地方における公共サービスの質の維持向上と経費削減を図る。

【具体的手段】

(2) ハローワーク

東京23区内のハローワーク2か所における無料の職業紹介について、利用者の立場に立ち官と民のイコールフットイングが実質的に確保されるよう、所要の法改正を行うとともに監理委員会の審議を経た上で、平成20年度を目途に市場化テストを行う。

[1] 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）

公共サービス改革基本方針（抜粋）

〔平成19年12月24日改定 閣議決定〕

4. ハローワーク関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1) ハローワークの職業紹介事業	<p>○ ハローワークの本庁舎内における職業紹介事業について、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとし、具体的な制度設計にあたっては、監理委員会と連携しつつ、利用者の立場に立ち官と民のイコールフットイングが実質的に確保されるよう、官民の併設の具体的な在り方や情報提供の方法等を含め、十分に検討する。また、事業開始後においても、事業の実施状況についてのフォローアップにおける監理委員会の意見を十分に尊重し、必要な場合には、適切な改善措置等を講じる。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ハローワークの本庁舎内で実施する、無料の職業紹介・職業相談（雇用保険受給者に対する失業認定の一環として実施する職業紹介・職業相談を除く。）、その他就職支援のための措置</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年度を目途に実施</p> <p>【契約期間】 事業実施から3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 ハローワーク渋谷、ハローワーク墨田（ハローワークの本庁舎内の職業紹介部門について、民間委託部門を併設）</p> <p>【法令の特例措置の整備】 上記措置を講じるため、法を一部改正し、所要の特例規定を整備する。</p> <p>【平成21年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 ハローワークの本庁舎内における職業紹介事業に関する官民競争入札又は民間競争入札については、上記措置に基づく事業の運営状況と官による運営状況とを比較する等により検証しつつ、契約期間終了後の在り方について検討する。</p>	内閣府及び厚生労働省

ハローワーク市場化テスト案(ハローワーク内における民間職業紹介窓口の設置)

I 実施内容

【対象範囲】

○ハローワークの本庁舎内の職業紹介部門について、民間委託部門を併設する。

- ◆求職者は設置された官民の窓口を自由に選択。
- ◆雇用保険受給者も対象とするが、失業認定を厳正に行うための職業紹介は官が行う。
- ◆福祉機関等と連携した「チーム支援」の対象者(※)も官が行う。

※〔障害者、生活保護・児童扶養手当受給者、刑務所出所者〕の一部

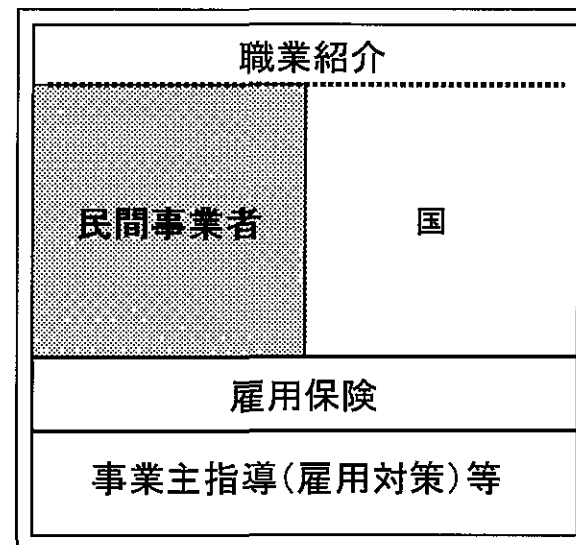
【業務内容】

- 職業紹介、職業相談
- その他、就職支援のための措置

【実施施設】 東京(23区内) 2所

※官の職業紹介窓口の職員数を削減

【ハローワーク本庁舎】



II ネットワーク

- 民間事業者に対し、ハローワークインターネットサービス上で提供されている最新の全国情報をCD-ROMで提供する。事業所名等が非公開の求人情報も、ハローワークにより事業主の了解を確認した上で、民間事業者に提供する。
- 求人自己検索端末(ブロック内の情報を提供)は官民いずれの窓口の求職者も自由に利用できる。
- 企業指導情報は非提供。

Ⅲ 求職者選別・求人求職情報管理の問題

○民間事業者が求職者の選別(より就職が困難な者を官の窓口に戻す、後回しにする、優良求職者を自らの取引先等に誘導するなど)を行わないための仕組みを整備。

- ◆窓口利用者に対するアンケートを義務づけ、求職者の選別の有無等を確認する(官民で実施)。
- ◆就職困難度が高い求職者(例:障害の種別・程度、年齢階層、離職の有無、個人の属性)の就職目標を設定した委託費の支給方式とし、ディスインセンティブ方式などを検討。その他の方策についても検討。

○民間事業者が得ることとなる求人求職情報の適正利用、守秘義務などについて受託終了後を含む厳格な行為規制を課す仕組みを整備。

- ◆求人求職情報の不適正利用(自らの営利目的事業への利用等)をチェックするためのシステムの構築を検討(求人・求職者への適正利用ルールの周知、相談・苦情窓口の設置、上記CD-ROMのコピー制限、利用後の回収など)。

Ⅳ その他

○テスト期間(3年間程度)の結果を踏まえ、その後の対象の在り方について検討。

○労働関係法令等違反企業、障害者雇用率未達成企業等は、入札から排除する。

○受託民間事業者は、窓口業務のために一定数の正社員を確保するものとする。

○契約途中でも問題があれば契約を解除。

○民と官のイコールフットイングを確保し、市場化テストの目的が十分に達成されるようにする。この観点を実質的に確保されるよう、官民競争入札等監理委員会で行われる「公共サービス改革基本方針」及び「実施要項」の審議を経て、市場化テストを実施する。市場化テスト実施後においても、業務の実施状況についてのフォローアップにおける同委員会の意見を十分に尊重し、必要な場合には、適切な改善措置等を講じるものとする。

市場化テストの対象ハローワーク

○ハローワーク渋谷

管轄区域：渋谷区、世田谷区、目黒区
新規求職者数 46, 238人
職員数 152人(51人)
JR渋谷駅 徒歩10分

○ハローワーク墨田

管轄区域：墨田区・葛飾区
新規求職者数 31, 558人
職員数 102人(49人)
JR錦糸町駅 徒歩5分

※ 新規求職者は平成18年度実績。
実績及び職員数(非常勤を含む。)はいずれも本所に係るものを計上。
職員数の()は、職業紹介業務に従事する職員数。

職業安定行政に係る公共サービス改革法に基づく市場化テスト実施一覧

実施時期	事項名	業務の概要	実施方法	契約期間
19年4月	「人材銀行」事業	人材銀行で実施している管理職や専門・技術職に特化した無料の職業紹介サービス	全国12箇所のうち3箇所で実施 【直接実施する事業と比較】	3年間
19年4月	「キャリア交流プラザ」事業	キャリア交流プラザで実施している求職者(特に管理職経験者・技術者)に対する就職支援業務(キャリアコンサルティングやセミナー等)	全国15箇所のうち8箇所で実施 【直接実施する事業と比較】	3年間
19年4月	求人開拓事業	雇用失業情勢の厳しい地域で求人を開拓する業務	全国2地域で実施 【直接実施する事業と比較】	1年間

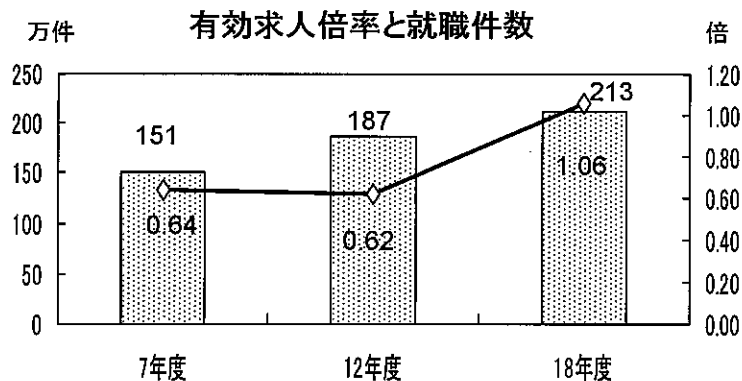
※公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日改定)より抜粋

ハローワークにおける職業紹介サービス

【ハローワークによる就職】 着実に増加。

【若者】
 フリーターの常用雇用化 23.2万人(17年5月～18年4月)→36.2万人(18年度)
 (36.2万人のうちハローワークの職業紹介が全体の約87% (31.3万人) を占める。)

(目標) 2010年までにフリーターをピーク時(217万人(H15年))の8割に減少(経済成長戦略大綱・再チャレンジ支援総合プラン・進路と戦略)



【高齢者】	12年度	17年度	18年度
60歳以上の就職者数	91,103人	123,223人(+35.3%)	125,933人(+ 2.2%)

改正高年齢者雇用安定法に基づく65歳までの定年の引き上げ等の措置(高年齢者雇用確保措置)の実施状況
 雇用確保措置導入済み企業 約93% (51人以上の企業)

(目標) 2006年度から2010年度までにハローワークにおいて70万人の60歳以上就職を実現(再チャレンジ支援総合プラン)

【障害者】	12年度	17年度	18年度
就職者数	28,361人	38,882人(+37.1%)	43,987人(+13.1%)
有効求職者数	131,957人	146,679人(+11.2%)	151,897人(+ 3.6%)

ハローワーク中心の関係機関による「チーム支援」 支援対象者数 231人※ 就職者数 116人※
 (※…18年度(全国10カ所のハローワークでモデル的に実施))

(目標) 2010年までの5年間でハローワークにおいて約22万人の障害者の就職を実現(再チャレンジ支援総合プラン)

【女性】

	12年度	17年度	18年度
母子家庭の母の就職者数	43,806人	66,266人(+51.3%)	72,604人(+9.6%)
マザーズハローワーク(子育て女性等を支援)の就職者数		約14,000人(18年度)	

(目標) マザーズハローワークの担当者による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率50%以上
(再チャレンジ支援総合プラン、母子家庭の母の就業支援に関する年次報告(18年度))

【生活保護受給者等】

○生活保護受給者等就労支援事業
生活保護・児童扶養手当受給者 支援対象者 11,870人 就職者数 6,190人(18年度)

(目標) 支援対象者の就職率を平成21年度までに60%に引き上げ(成長力底上げ戦略)

○刑務所出所者等
新規求職者数 2,268人 就職者数 730人(18年度)